

都市建設委員会委員長報告書

平成30年3月19日

都市建設委員会に付託されました議案13件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第36号「市道路線の認定について」及び議案第37号「市道路線の廃止について」は、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第36号「市道路線の認定について」は、物流施設の整備に伴うもの1路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第37号「市道路線の廃止について」は、物流施設の整備に伴うもの7路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第36号及び議案第37号については、両案とも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「流山市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律による生産緑地法の一部改正に伴い、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号「流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て」申し上げます。

本案は、平方・中野久木物流施設地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定めるとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律による建築基準法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計予算」について申し上げます。

本案は、本市が施行する流山都市計画事業西平井・鰯ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業及び流山都市計画事業鰯ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業を円滑に推進するための所要額を計上し、その財源として、国庫補助金のほか保留地処分金、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を10億7,045万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

地権者の暮らしや人生設計を壊してはならず、少しでも早く完成させることが行政の信頼確保や地区の中に住んでいる皆さんの本当の願いではないかと思う。

地権者に寄り添うとともに、公金投入を増やす場合については、情報開示や説明責任をきちんと果たすことを強く求める。

2 賛成の立場で討論する。

国・県との積極的な協議をはじめ、予算の範囲内で工事を進捗できるとのことであった。一般会計からの繰入金等も当初計画から比べると、大幅に増加はしているが、市の区画整理事業でもあり、積極的に予算計上されたことを、高く評価する。

がありました。

採決の結果、4対2をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、決算的見地から西平井・鱒ヶ崎地区土地区画整理事業及び鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業を減額補正するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号「流山都市計画事業一体型特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市施行の土地区画整理事業の換地処分により発生する清算金の事務処理の円滑化を図るための所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

この事業は、そもそも4割減歩という重い負担を課す中で行われている区画整理事業だが、地権者泣かせとも言える。

事業が長期化するもとの、地権者も高齢化して毎年年金も削減されるということもある状況の中で、清算金の徴収は、十分に暮らしの実態に配慮して、時には福祉部門とも連携をしながら丁寧な徴収にあたることを要望する。

2 賛成の立場で討論する。

区画整理にご協力をいただいた地権者への優遇措置であり、事務処理の円滑化を図っている。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律による都市公園法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号「流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園内の運動施設の敷地割合を定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号「平成30年度流山市水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、収益的収支では、収入を41億5,104万3千円、支出を34億299万7千円とし、資本的収支では、収入を3億1,364万6千円、支出を28億8,653万9千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

給水収益は、平成29年度見込み額に対前年度比率1.4%の伸びを見込んで算出した予算である。特別給水契約制度の導入による減額をも考慮し計上されている。特に、水需要の見込み、経営状況の分析等々、当局の取り組みを高く評価している。

また、経営戦略により、計画的に市民への安全な水の安定供給を目指して職員一丸となって編成した予算であることを評価する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号「平成29年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、収益的収入において、退職給付引当金を廃止するため戻入するもので、既決予定額に1億3,934万5千円を追加し、総額を41億8,624万9千円とし、収益的支

出において、退職給付引当金を廃止するため158万4千円を減額し、撤去工事費の追加のため2,215万1千円、決算見込みによる支払消費税の増額のため、2,749万3千円を既決予定額にそれぞれ追加し、総額を33億9,934万5千円とするものです。

また、資本的収入については、配水管の拡張工事延長の一部を開発事業者が施工することに伴い負担金842万4千円を既決予定額から減額し、総額を6億837万1千円とし、予算等支援業務委託事業について、債務負担行為を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号「平成30年度流山市下水道事業会計予算」について申し上げます。

本案は、収益的収支では、収入を31億9,847万1千円、支出を32億5,032万6千円とし、資本的収支では、収入を27億3,959万4千円、支出を32億1,255万4千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

赤字予算も公営企業法上は違法ではないとのことから、企業会計としての積極的な予算を計上された。営業収益として下水道使用料、雨水処理費負担金、他会計負担金を見込み計上された。

資本的支出についても、事務的な経費はもとより、工事請負費、管渠工事費、舗装復旧工事費、公共汚水柵設置工事費等々、14億9000万円余りの予算が計上された。

そうした積極的な収入確保、支出の見込み等を評価する。

2 反対の立場で討論する。

つくばエクスプレス沿線整備のインフラ事業として、下水道事業の整備が行われ拡大をし続けているが、今後の債務負

担行為の支払いが過大であることや、これまで整備している管渠の維持管理や市街地における公共下水道整備などにしっかり軸足を切り替えるべきである。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第30号「平成29年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、資本的収入において、受益者負担金の猶予解除及び滞納処分の補正増1, 765万円、共用管建設負担金の補正増2, 696万2千円を既決予定額にそれぞれ追加し、総額を34億7, 192万4千円とするものです。

また、排水管設備施工関連及び管渠等維持管理業務委託事業について、債務負担行為を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。